



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月31日曜日 第496号外2

◇ 目 次 ◇
条 例

- 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課）…… 1

条 例

○愛媛県条例第30号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第18条の6 省略</p> <p><u>（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの款の規定の適用）</u></p> <p>第18条の6の2 <u>法第72条の80の3に規定する電気通信利用役務の提供が、消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この款の規定を適用する。</u></p> <p>（自動車税の種別割の税率）</p> <p>第43条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）</p> <p>営業用</p> <p>総排気量（ロータリーエンジンを搭載する自動車の総排気量は、原動機の作動室容積（単室容積）にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値とする。以下この条及び附則第24条において同じ。）が1リットル以下のもの</p> <p style="text-align: right;">年額 7,500円</p> <p>省略</p> <p>自家用</p> <p>省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>電気自動車（電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）については、総排気量が1リットル以下のものとみなして、第1項第1号及び第5号並びに第2項並びに附則第24条の規定を適用する。</u></p> <p>4 省略</p>	<p>第18条の6 省略</p> <p>（自動車税の種別割の税率）</p> <p>第43条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）</p> <p>営業用</p> <p>総排気量（ロータリーエンジンを搭載する自動車の総排気量は、原動機の作動室容積（単室容積）にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値とする。以下この条_____</p> <p>_____において同じ。）が1リットル以下のもの</p> <p style="text-align: right;">年額 7,500円</p> <p>省略</p> <p>自家用</p> <p>省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第7条の6 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の8第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の8第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、同項第3号中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の8第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

第7条の8 省略

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第7条の9 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第13条第2項、第14条から第16条まで、附則第5条第1項、附則第7条第1項、附則第7条の4の2第1項、附則第7条の5及び附則第7条の7第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等(法附則第5条の8第2項に規定する控除対象配偶者等をいう。以下この項において同じ。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超える場合には1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第13条第2項、第14条から第16条まで、附則第5条第1項、附則第7条第1項、附則第7条の4の2第1項、附則第7条の5及び附則第7条の7第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第

附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第7条の6 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、同項第3号中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

第7条の8 省略

3 項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第14条の2第2項及び附則第7条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第7条の9第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第7条の10 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者（同項第8号に規定する控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有する者に限る。）の第13条第2項、第14条から第16条まで、附則第5条第1項、附則第7条第1項、附則第7条の4の2第1項、附則第7条の5及び附則第7条の7第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第13条第2項、第14条から第16条まで、附則第5条第1項、附則第7条第1項、附則第7条の4の2第1項、附則第7条の5及び附則第7条の7第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第16条、附則第5条第1項、附則第7条の9第2項及び前条第2項の規定の適用については、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条の5」とあるのは「、附則第7条の5及び附則第8条第1項」と、同項第3号中「及び附則第5条の5第2項」とあるのは「、附則第5条の5第2項及び附則第6条第5項」と、附則第7条の9第2項第1号及び前条第2項第1号中「及び附則第7条の7第1項」とあるのは「、附則第7条の7第1項及び附則第8条第1項」と、附則第7条の9第2項第2号及び前条第2項第2号中「及び」とあるのは「、附則第6条第5項及び」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第16条及び附則第5条第1項 _____ の規定の適用については、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第8条第1項」と、附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条の5」とあるのは「、附則第7条の5及び附則第8条第1項」と、同項第3号中「及び附則第5条の5第2項」とあるのは「、附則第5条の5第2項及び附則第6条第5項」と _____
_____ する。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ

る。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の3第5項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

3 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第34条第4項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

る。

(1)・(2) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

3 省略

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条第5項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の4第4項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第16条の5 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第16条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第16条の5 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 附則第7条の9及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の9第1項及び附則第7条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による所得割の額」と、附則第7条の9第2項第1号及び附則第7条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第7条の9第2項第2号及び附則第7条の10第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額の合計額」とする。

6 省略

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第20条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第23条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車_____

_____、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車^{（1）}で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び同条第3項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車^{（2）}で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車^{（3）}で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車^{（4）}で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

第24条 省略

2 **第43条第4項**の規定は、前項の規定の適用を受ける自動車

6 省略

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第20条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第23条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び次条

第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車^{（1）}で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び同条第3項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車^{（2）}で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車^{（3）}で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車^{（4）}で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。）、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

第24条 省略

2 **第43条第3項**の規定は、前項の規定の適用を受けるキャンピ

_____について準用する。

3 省略

(狩猟税の税率の特例)

第27条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

グ車について準用する。

3 省略

(狩猟税の税率の特例)

第27条 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の6の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第18条の6の2の規定は、令和7年4月1日以後に国内（地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地をいう。以下同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法第72条の80の3に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。